

等の「教育病理」（この表現にはひっかかるが）に対して、子どもの生活全般を支援対象とするスクール・ソーシャルワークの必要性が指摘されている。ちなみにスクール・ソーシャルワークは、児童虐待防止対策としても緊急課題である。

さらに、「第4章 家計と管理の階層性」（鳥山まどか）、「第6章 貧困家族の自立支援とケースワーカー」（杉村宏）, および、「第7章 アメリカの貧困家族の自立支援の現実」（青木デボラ）といった分析を通じて、「見えない」貧困や「見えないでいる」不平等が可視化されている。多くの母子家庭にとって、社会保障・社会福祉へ「依存」しながら自立するというライフチャンスが、社会的シティズンシップとして確立されることの重要性を痛感する（208頁）。自立とは、様々な他者との直接的・間接的な関わりをとおして、だれもが、生活に必要な物・人・情報などの生活諸資源を確保

できることであり、自立した生活を営むことは基本的人権であると、主張したい。

頼まれると断れない性格ゆえに、書評をお引き受けしたのだけれど、本書との嬉しい出会いに、心より感謝したい。私自身、ある地方自治体のひとり親家庭の実態調査に関わるなかで、青木氏の言われる貧困の世代的再生産への危惧を強めていたところであり、また、被差別部落の教育問題については、教育格差の世代間再生産を指摘してきたからである。

今後、本書で指摘されている、母子家庭にみられる貧困の世代的再生産に関する経験的一般化命題が、代表性のある統計データによって追証されることを期待したい。同時に、教育福祉施策が推し進められることを期待してやまない。私自身の課題でもある。

◆四六判 260頁 本体2,800円
明石書店 2003年 8月刊

■ 書 評 ■

大内 裕和 [著]

『教育基本法改正論批判——新自由主義・国家主義を越えて——』

宇都宮大学 中村 清

本書は、その題名の示すとおり、最近世情を騒がせている教育基本法改正論を新自由主義・国家主義をめざすものとして批判する書である。著者によれば、最近の教育基本法改正論は、規制緩和の名において教育のなかに市場原理に基づく競争の論理を持ち込む（すなわち新自由主義）と同時に、教育内容の点では逆に

道徳や伝統、郷土や国を愛する心を育てるために国家統制を強める（すなわち国家主義）ところに特徴がある。著者は、各種の答申類とその社会的背景を分析することによって、この二つの特徴が臨時教育審議会以来の政府や経済団体の教育政策に一貫して流れていることを示す。そうすることによって、著者は、最近の

教育基本法改正論が個人の尊厳と価値を尊重する教育基本法の理念に反するものであると批判する。以上の点において、本書の論述は簡潔かつ明解であり、教育基本法改正論に反対する立場を鮮明に打ち出すことに成功している。

新自由主義・国家主義に反対する人々にとっては、教育基本法改正論批判として、本書の議論で十分なのかもしれない。しかし、肝心の教育基本法改正をもくろむ人々には、この批判は届かないのではないか。彼らは、本書の議論を相変わらず現実を無視した理想主義にすぎないとして一蹴してしまうのではないか。今日の世論は、新自由主義・国家主義を肯定する方向に動きつつある。したがって、教育基本法改正論を批判するためには、たんにそれが新自由主義・国家主義に与するものと指摘するだけでなく、新自由主義・国家主義に与することがいかに誤っているか、いかに今日の教育問題の解決にとって無力であり、さらに有害でさえあるかを示す必要がある。そこまで踏み込んで議論したからといって、いま積極的に新自由主義・国家主義を唱えている人々を説得することはできないであろう。しかし、新自由主義・国家主義に淡い期待を抱いている人々には再考の機会を与えることができ、うまくいけば彼らの意見を変えることができるであろう。批判は、批判される相手と対話し、共通に受け入れられる立場を確立しようとするものでなければならない。残念ながら本書は、この点に不足がある。

もちろん、著者は、新自由主義・国家主義の難点を指摘していないわけではな

い。しかし、その指摘は、とうてい新自由主義・国家主義を支持する人々に届くものにはなっていない。たとえば著者は、臨時教育審議会答申の「個性重視の原則」が世論によって受け入れられた原因として、それが教育行政に対する「教育の自由」と混同されたために教育運動側に混乱が起こったことや、教育を受ける市民の側に消費者意識が広がったために教育病理の責任を学校や教師に負わせるようになったことをあげている。そして、「個性重視の原則」の本質が教育への市場原理の導入にあり、エリート養成と弱者切り捨てになると指摘している。これらの指摘はすべて正しい。しかし、この指摘だけでは「個性重視の原則」を十分に批判したことにはならない。多くの人々は、弱者切り捨てを望んではないにしてもエリート養成は望んでいるからであり、消費者意識をもつことを当然だと考えているからである。著者は、「教育の自由」を教育行政の教育内容への不介入という意味で解しているようである。かりに教育行政が教育内容を規制しないとすれば、誰が規制するのか。市民が規制するとすれば、市民の意識によって教育内容が規制されることは避けられないであろう。現実の市民は、社会科学が想定する理念的な「市民」ではない。現実の市民の多くが消費者意識をもち、教育病理を解決するために教育に市場原理を持ち込むべきだと考えているのである。そうだとすれば、市民の側に消費者意識に代わる正しい意識を示し、教育運動側に「教育の自由」に関する正しい原則を示すのでなければ、市場原理を持ち込も

うとする人々を説得することはできないであろう。しかし、著者は、そこまで踏み込んで議論してはいない。

私は、教育基本法改正論が新自由主義・国家主義をめざすものであり、それが本書において指摘されるような難点をもつという点において、著者の主張に賛成する。しかし、世論は、まさにそのような難点を認めたうえで、なおかつ新自由主義・国家主義を支持しているのだと思う。そうだとすれば、著者の議論は、教育基本法改正論の特徴を正確に見抜いてはいるけれども、それに対する批判としては弱いといわざるをえない。上ではもっぱら新自由主義について述べたが、国家主義についても同様である。著者は、愛国心や伝統文化によって日本国家への帰属意識を強めることをめざす教育は、グローバル化時代の国際的経済競争を勝ち抜くための国家戦略として教育を位置づけることだと指摘しているが、まさに世論はその国家戦略を受け入れているの

だと、私は思う。だから、教育基本法改正論を批判するためには、この国家戦略自体を批判しなければならない。そのためには、いかに国際的経済競争に対処するのか、どのような日本国家への帰属意識を育てるのかを論じなければならない。しかし、本書にそのような議論はない。総じて本書は、教育基本法改正論に反対する立場を再確認するものではあるが、改正論者を批判して説得するものにはなっていないといわざるをえない。

注文ばかりを述べたが、それは、ないものねだりだったのかもしれない。本書は、近年の教育基本法改正論の特徴を的確に見抜き、これを批判する視点を正確に見定めている点で高く評価される。教育基本法の改正をもくろむ人々が本当のところ何をめざしているのかを知るために、本書は有益である。

◆新書判 196頁 本体1,400円
白澤社 2003年6月刊

■ 書 評 ■

黄順姫 [編]

『W杯サッカーの熱狂と遺産——2002年日韓ワールドカップを巡って——』

静岡大学 馬居 政幸

本書は日韓共催2002年W杯という巨大イベントを巡り、その準備段階から終焉後の影響も含めて、両国に生じた様々な事象を社会学(者)の目から読み解くことを試みたもの。W杯サッカーの熱狂をレッドデビルスとともにソウルの街角やテジョンのスタジアムで経験し、日本

からの報道と自分の五感で得たりアリティとのズレに違和感をもった評者にとって、知的興奮に満ちた書である。その理由は、韓国の研究者との論議で明らかになった両国の差異に戸惑いつつも、既存の枠組みを廃した著者一人一人の独自の視角により、巨大なイベントとともに生